

消費者庁より不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令に関する件について

弊社が販売しておりました「BMV Blocker」と称する商品に関して不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令を令和3年3月4日に受けましたのでここにご報告いたします。用途「バクテリア、カビ、ウイルス 強力除菌」 排泄物の処理時・動物の排泄時の処理時野菜等食品の除菌にも使用できる安全性に優れた商品です。

使用方法に、「対象物より20~30cm離して噴霧してください。」とすることによりあたかも本件商品を空間に噴霧することによって、弊社商品に含有される成分の作用により空気中における抗ウイルス作用又は除菌効果が得られるかのように示す表示、及び排泄物吐しゃ物が存在する環境下においても除菌する効果が得られるような誤解を受けるといった表示に対する指導を消費者庁の表示対策課より受けました。これにより弊社といたしましては、速やかに不適切な表示を改善させていただき今後誤解のないように適切なる表示とWeb上での情報発信の改善を行うとともに本製品の除菌能力に関しまして客観的データの検証を提示できるように努力し、除菌に関して疑うことなきエビデンスと研究を提示していきたいことをこのホームページ上で発表させていただきます。

一部の報道でアルカリの性質に除菌能力が全くないというような誤認による報道がございました。亜塩素酸ナトリウムを原料とした弱アルカリ性の水溶成分に全く除菌能力がないということはございません。

一般生菌数、大腸菌、真菌・カビ酵母に対する噴霧ふき取り試験での除菌効果テストや弊社商品原料による200ppm5分後での豚流行性下痢（PED）ウイルス、ネコカリシウイルス、に対する試験、インフルエンザAウイルス株による抗ウイルス試験、超音波加湿器5分噴霧による室内の落下菌・真菌カビ酵母の除菌試験において、第三者検査機関の検査結果から、アルカリ性の亜塩素酸ナトリウムに除菌効果が得られないとの報道には一部誤認がございました。

弊社といたしましては、あたかも空間除菌が出来るような誤解を受ける表示や汚れた場所でも他製品よりも優れた機能をことさらに大きく表現するような表示やWEB上の改善に関しては消費者庁の表示指導に沿って改善及び再発防止に既に取り組んでおりますが、除菌効果が全く得られない製品を出荷しているようなことは決してございません。

この度の不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置に関しては真摯にこの処分を受けて再発防止に努めてまいりますので何卒今後ともご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

令和3年3月5日
アデュー株式会社
代表取締役社長
高松 亜寿美